

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和 8 年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務
業 務 概 要	本業務は、2020年3月27日に首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城復元に向けた工程表」に基づき首里城正殿の復元に向けた技術的検討を行い、学識経験者及び関係機関等からなる委員会等の運営、使用する資料の検討・作成、正殿記録誌の編集、正殿完成後の維持管理に係る検討等を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 高橋 涼 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 3 日
契 約 業 者 名	令和 8 年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務国建・日本公園緑地協会設計共同体 代表者 (株)国建
契約業者の住所	沖縄県那覇市久茂地1-2-20
契 約 金 額	34,078,000円 (税込み)
予 定 価 格	34,078,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	国営沖縄記念公園 首里城地区
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 8 年 4 月 1 4 日
履行期間(至)	令和 9 年 3 月 2 6 日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和8年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務
2. 履行場所 国営沖縄記念公園 首里城地区
3. 契約の相手方 住所：沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号
業者名：令和8年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務 国建・日本
公園緑地協会設計共同体
株式会社国建 代表取締役社長 石嶺 一
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号
5. 業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、「首里城正殿等の復元に向けた工程表」（令和2年3月27日首里城復元のための関係閣僚会議決定）等を踏まえ、首里城の復元に向けた技術的検討を行い、学識経験者及び関係機関等からなる委員会及びワーキンググループ会議（以下「WG会議」という）の運営、使用する資料の検討・作成、正殿記録誌の編集・作成、正殿完成後の修繕及び維持管理に係る検討等を行うものである。

(2) 随意契約の理由

本業務を遂行するためには、高度な技術と豊富な知識・経験等が必要とされることから、専門技術力と実施方針等を含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性を確保する観点から簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。

なお、特定にあたっては、「1. 予定技術者の経験及び能力（技術者資格、同種又は類似業務の実績、地域精通度、業務成績、表彰経験の有無）」、「2. 業務実施方針等（業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性）」、「3. 評価テーマに関する技術提案」などの観点から技術提案を求め、また、ヒアリングにより「業務実施方針及び手法、評価テーマ」等について確認を行い、総合的な評価を実施した。

上記業者「令和8年度首里城復元に向けた委員会運営検討等業務 国建・日本公園緑地協会設計共同体」は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、本業務を実施するにあたって最適な業者であると特定されたことから、上記業者と契約を締結するものである。